

番号	質問内容	回答
1	過年度に介護ロボットの補助金を受けたことがあるが、今年度も申請することは可能か。	今年度も非常に多くの事業所からの申請が見込まれますので、申請総額が予算を超過した場合、実施要綱9（1）イにより事業所を選定します。事前に実施する申請見込額調査の結果を踏まえ、採択の可能性のある事業者に対し、申請を行うよう連絡を行います。（採択を確約するものではありません。） まずは申請見込額調査への回答をお願いします。
2	過去に併設事業所分を含めて一括で申請を行い、補助を受けた場合、補助歴（補助額）の扱いはどうなるのか。	過去に併設事業所分を含めて一括で申請を行い、補助を受けた場合は、主たる事業所として補助を受けたものとして扱います。 （例：特養として申請し、特養・ショートステイ・デイサービスそれぞれで利用する機器を導入した場合、全額を特養として補助を受けたものとして扱う。）
3	今年度中にサービスを開始する予定だが、補助対象となるのか。	令和8年度は事前の申請見込額調査へ回答することを必須としておりますので、申請見込額調査への回答までに介護サービスの指定を受け、サービスの提供を開始している場合は、補助対象となります。
4	事業所ごとに申請となっているが、事業所単位の考え方について知りたい。	原則、事業所番号が同一であるか否かに関わらず、サービス種別ごとに1事業所として扱います。 ただし、以下の場合は例外とします。 ①同一建物内に従来型とユニット型が併存するもの →従来型・ユニット型のいずれか一方の申請としてご申請ください。 ②ほかのサービス種別と同一建物内で実施する介護予防サービス、（市町独自の）訪問型サービス/通所型サービス →同一建物内で実施する他のサービス種別の申請に含めてください。
5	申請見込額調査の回答内容を変更したい/一部または全部を取り下げたい。	調査への回答内容を変更したい場合は、極力回答締め切り日の7月6日までにご連絡ください。 また、変更・取り下げについては、念のため、当初申請見込額調査書の送信を行ったメールアドレスからご連絡いただくようお願いいたします。
6	申請見込額調査書に記載した機種から別の機種に変更して申請することは可能か。	廃番等で本申請時に異なる機種で申請することは可能です。 ただし、申請見込額調査を実効的なものとするため、あらかじめ導入機器をよくよくご検討の上、申請見込額調査書を提出してください。 なお、導入計画書の内容を精査した上で、ひょうご介護テクノロジー導入・生産性向上支援センターより、より導入に適した機器について助言がある場合があります。助言を参考に導入機器を変更する場合は、特に県への連絡なく機器を変更いただいても構いません。
7	申請見込額調査後の交付申請の期間を知りたい。	今年度は一律で申請期間を設けるのではなく、申請見込額調査の結果申請可能となった事業所に対し、個別に申請についての案内を行います。そのため、一律での申請期間は設けておりません。
8	交付申請・交付決定等のおおよそのスケジュールを教えてください。	以下のスケジュールでの実施を予定しております。 ・9～10月頃 交付申請可否について個別連絡 順次交付申請受付開始 ・10月下旬～11月下旬 順次交付決定
9	交付申請の方法を教えてください。	交付申請の方法については、交付申請可となった事業所に対し、個別にご連絡いたします。 なお、県への提出資料については、県実施要綱(案)の8（1）に記載のあるものを想定しておりますので、あらかじめ確認しておいてください。
10	交付申請の可否については、どのように連絡されるのか。	交付申請の可否については、申請見込額調査書（Excel）の補助金担当者メールアドレス宛にご連絡いたします。
11	交付決定後に、導入機器の変更をすることはできるか。	基本的に変更できませんが、廃番等でやむを得ず変更の必要がある場合は、当課へご連絡ください。交付申請前に、必要な機器をよくよくご検討の上、申請してください。
12	各種上限額は、導入費用の上限ではなく、補助額の上限という考え方でよいか。	お見込みの通りです。
13	機器の購入時に、ポイントが付与される場合は、どのように申請したらよいのか。	購入時のポイント付与額について、「対象経費の実支出（予定）額」に、ポイント分を差し引いた金額を記載してください。 ポイント分は、補助対象外となります。
14	福祉用具情報システムに掲載されている機器はすべて補助対象となるのか。	すべてではありません。 福祉用具情報システムで介護テクノロジーとして選定された機器（該当機器には介護テクノロジーというマークがついています）が補助対象となります。
15	福祉用具情報システムで介護テクノロジーに選定されていないが、掲載機器に準ずる機能を有する機器を申請したい場合、どうすればよいのか。	ご提出いただいた申請見込額調査書にて判断いたしますので、まずは調査への回答をお願いします。審査の結果対象外となった場合、類似の対象機器へ変更を行うことは可能です。
16	リース費用は、いつまでの費用が対象となるのか。今年度分のみか、来年度以降も対象となるのか。	機器等の購入費用のほか、リース費用も補助対象となります。 例えば、5年リース契約の場合、全額を事業期間（令和9年1月31日）までに支払い、利用を開始したものは、全額今年度事業の補助対象となります。 1年毎に支払う場合、来年度以降に支払う予定の金額は補助対象外となります。 （令和9年度以降のリース費用についても、令和9年1月31日に支払ったものは補助対象）

17	インカムを導入したいが、付帯経費は補助対象となるか。	インカムについては、TAISに介護テクノロジーとして掲載されている機器を除き、原則3.(1)①ア(イ)に該当するものとして扱います。そのため、上限額の範囲内で、付帯経費（通信環境整備費等）についても補助対象となります。（子機ケース等の付属品については、対象外となる場合があります。）
18	PCやタブレット端末、スマートフォンについて、1台あたりの上限額はあるか。	1台あたりの上限額は設けておりません。 付帯元の介護テクノロジーの上限額の範囲で補助対象となります。
19	介護ロボットの補助上限台数として「知事が必要と認める台数」となっているが、必要性はどのように認められるのか。	個々の申請に基づいての判断となりますが、例えばベッドに取り付けて使用する見守り機器であれば、施設の定員を上回る数の申請があった場合、上回る部分について補助対象外とします。 （予備としての購入は補助対象外）
20	ICT、パッケージ型の区分であれば、予備としての購入は可能か。	ICT、パッケージ型であっても予備としての購入は補助対象外となります。
21	付帯経費には上限額があるのか。	主たる機器の導入費用と合計して、主たる機器の補助上限額の範囲で補助対象となります。主たる機器以外の機器の補助上限額までを利用することはできません。
22	今回Wi-Fi環境整備のみを実施する場合、補助対象となるのか。	過去に見守り機器などの接続機器を導入していたとしても、Wi-Fi環境整備のみでは、補助対象外となります。今回、Wi-Fi環境を要する介護テクノロジーに該当する機器等を導入し、それに付随してWi-Fi環境を整備する必要がある場合のみ、補助対象とします。
23	介護ソフトについて、導入済みの機器と連動して記録から請求まで一気通貫となる機器は、単体で一気通貫とならないものでも対象となるのか。	既存の介護請求ソフトと連携することで一気通貫となる場合は、介護記録ソフトも補助対象となります。
24	介護ソフトの導入を考えているが、月額の利用料、保守経費、サポート費、機器説明にかかる費用等は補助対象となるか。	事業期間内に支払いを行った費用に限り、補助対象となります。
25	介護ソフトの基準額について、アカウント数によってライセンス料が変動する場合、一律250万円とするのか、職員数に応じた基準額とするのか。	職員数に応じた基準額（100万円～250万円）としてください。
26	基礎編研修の受講は必須か。いつまでに視聴する必要があるか。	基礎編研修の受講は必須です。 申請見込額調査への回答を行う前に、視聴を完了してください。
27	機器の購入はどのタイミングで行えばよいか。	契約・納品・請求・支払のすべてを交付決定日以降に行ってください。 上記行為のいずれかを交付決定日前に行っていた場合、補助対象外となりますので、くれぐれもお気を付けてください。
28	令和7年度補助事業からの主な変更点を教えてほしい。	令和7年度の補助事業からの主な変更点は、以下の通りです。 ○補助対象事業所の選定を、過去に本事業により受けた補助額の総額を基準に行います。（令和7年度は補助を受けた年度を基準としていました。） ○バックオフィスソフトの補助区分を、ロボットからICTに変更しました。 ○介護ソフトを導入する際の付帯経費として、上限額を15万円増額しました。 ○介護ロボットについて、県独自の補助対象機器一覧を廃止し、TAISで介護テクノロジーに選定された機器と、それらの機器と機能等が同水準と判断された機器を中心に補助対象とします。